



# ベルギー税制・法制 ガイドブック

2017年



## 目次

1	法人税制.....	3
1.1	法人税率.....	3
1.2	課税標準.....	3
1.3	どのような修正により課税標準が加算されるか？.....	3
1.4	どのような修正により課税標準が減算されるか？.....	3
1.5	キャピタルゲイン／ロスの取扱いはどうなるか？.....	7
1.6	配当、利息、ロイヤルティに対する源泉税.....	7
1.7	租税条約.....	8
1.8	移転価格.....	9
1.9	優遇税制.....	10
1.10	支店 対 子会社.....	11
2	付加価値税(VAT).....	13
2.1	VATを登録しなければならないのは誰か?.....	13
2.2	輸入品.....	13
2.3	VATの控除が可能なものは何か？.....	14
2.4	VATの還付.....	14
2.5	VATの申告.....	15
2.6	VATグルーピング.....	15
3	個人にかかわる事項.....	16
3.1	個人の所得税.....	16
3.2	源泉徴収.....	18
3.3	所得税の申告.....	19
3.4	社会保障.....	20
4	会社法.....	21
4.1	ベルギーにおける法人形態.....	21
4.2	株式会社(SA/NV).....	21
4.3	有限会社(SPRL/BVBA).....	25
5	子会社と支店の比較.....	29
5.1	機動性と安定性.....	29

5.2	責任の限定.....	29
5.3	市場における評価.....	29
5.4	会計.....	29
5.5	税務.....	29
6	労働法 - ベルギーにおける雇用.....	32
6.1	ベルギーの雇用環境をめぐる主な特色.....	32
6.2	ベルギーにおける雇用関連の強制適用ルール.....	32
6.3	集团的労働法.....	33

## 1 法人税制

ベルギー法人およびベルギーにおける恒久的施設を通じて事業活動あるいは営利行為を行う企業・団体・組織は、ベルギー法人税の対象となります。

### 1.1 法人税率

ベルギーの名目上の法人税率は33.99% (緊縮財政に伴う3%のサーチャージを含む) です。中小企業法人には軽減累進税率が適用可能です。

### 1.2 課税標準

法人税の計算に用いる課税標準は、一般的に発生主義の原則に基づき決定されます。課税標準は全世界所得に対して損金不参入費用を加算、税控除を減算して計算されます。法人が受け取る全ての収益は原則として事業収益とみなされます。

課税対象期間において課税対象となる事業収益を得るために発生もしくは負担した事業経費 (減価償却費も含む) は、適切な文書による裏づけがあることを前提に課税所得から控除することができます。

配当および留保利益の両方に対して法人税は課されます。

### 1.3 どのような修正により課税標準が加算されるか？

損金不参入費用は課税標準に加算されます。以下の条件を満たす費用は主に損金不参入となります。

- 適切な文書による裏づけがない費用
- 控除可能な額に制限がある費用 (カンパニーカーにかかる費用、レストラン・接待費、社会的便益等)
- 事業の目的に対して過剰とみなされる費用

損金不参入費用は課税標準に加算される一方、利用可能な税金資産 (当年度あるいは過去の欠損金等) との相殺が可能です。

### 1.4 どのような修正により課税標準が減算されるか？

#### 1.4.1 外国税額控除

税制上の居住者であるベルギー法人の国外支店がベルギーと二国間租税条約を締結している国に所在する場合、原則として支店における利益は、ベルギーの税制上非課税となります。

#### 1.4.2 みなし利息控除

ベルギーの法人や外国法人のベルギー支店は、みなし利息控除制度と呼ばれる優遇税制を適用することができます。この制度では、ベルギーの法人や、外国法人のベルギー支店が資

本によって事業活動の原資を得ている場合、仮に資本を借り入れたとみなして、その利息に相当する金額を課税所得から控除することを認めています。

みなし利息控除の対象となる資本金は、前期末のベルギー会計基準に基づいた会社の株主資本から、以下を差し引いたものです(以下、調整後株主資本)。

- 自己株式、金融資産である株式、資本参加免税(受取配当控除)の対象となる投資会社の株式の前期末時点における会計上の純資産価値。
- 事業のニーズを超える有形固定資産またはその一部の簿価。
- 課税対象となる利益を定期的に生み出さない投資目的の資産(宝石、絵画等)の簿価。
- 役員、役員の配偶者、役員の子供に使用を認めている不動産や不動産に付帯する権利の簿価。
- 非課税の再評価益(資本に組み込まれたものを含む)、資本投資補助金、税額控除される研究開発費。

会計年度2017年におけるみなし利息の適用利率は0.237%(小規模会社の場合は0.737%)となります。

#### みなし利息控除の例

あるベルギー法人において、みなし利息控除の対象となる調整後株主資本が1,000,000ユーロ、税前利益が20,000ユーロとなる場合、みなし利息控除により実効税率は33.99%から29.96%に減少します。

	みなし利息控除適用前	みなし利息控除適用後
税前利益	20,000	20,000
みなし利息控除(0.237%)	-	-2,370
課税所得	20,000	17,630
法人税(33.99%)	6,798	5,992
実効税率	33.99%	29.96%

### 1.4.3 受取配当に対する資本参加免税

税制上の居住者であるベルギー法人あるいは外国法人が保有するベルギーの恒久的施設が受け取った配当は、一定の要件を満たす場合、法人税上の課税所得から配当の95%まで控除することが可能です。

受取配当に対する資本参加免税を受けるためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- 配当する会社の株式の少なくとも10%あるいは取得価額で250万ユーロ分以上を所有している。
- 配当を受け取る時点で、株式を1年以上継続して保有しているか、保有する意図がある。

- 配当する会社がEU外にある場合、配当の原資が表面税率および実効税率15%以上の課税対象となっている。

十分な課税所得がないために控除しきれなかった場合、EEA諸国内における受取配当および、ベルギーと二重課税回避のための租税条約を締結している国からの受取配当については、控除枠の残りを無期限に繰越することが可能。

#### 1.4.4 イノベーション収入に対する税控除

2017年7月1日に新たに導入されたイノベーション収入に対する控除制度により、ベルギーの法人および外国企業のベルギー支店は、一定要件を満たす知的財産権からの適格な純収入の最大85%を課税所得から控除することができます。この制度の導入に伴い、従来の特許権収入に関する控除制度は、2017年6月30日に廃止されています(ただし、2016年6月30日以前に既に旧制度に基づく控除の申請、適用が行なわれていた場合、経過措置として2021年6月30日まで控除の継続適用が認められます)。

要件を満たす知的財産権には、特許権や著作権で保護されたソフトウェアが含まれますが、商標権などマーケティング活動に関連した無形資産は除外されます。

知的財産権をライセンス供与する場合は、独立企業間価格に基づく純収入の85%に相当する額を課税所得から控除することができます。

知的財産権を製造工程で利用する場合など、知的財産権がもたらす収入が製品やサービス価格に含まれている場合にも、独立した第三者に対してライセンス供与を行った場合に得ることができる純収入(独立企業間価格)の85%相当額を課税所得から控除可能です。なお、知的財産権を活用した製造工程革新によって得られた利益に関しても、同様に控除を受けることが可能です。また、再投資することを条件に、知的財産権に関するキャピタルゲインに関しても同様の控除を受けることができます。

控除の対象となる所得の金額は以下のように算定されます。

$$\text{知的財産権から得た純収入} \times \text{適格なR\&D支出}^{(註1)} \div \text{全R\&D支出}$$

注1 適格なR&D支出:

- 知的財産に関する支出から、知的財産の取得のための支出および関連当事者への支出を除いたもの
- 特例として、適格なR&D支出の30%を上限とし、適格ではない支出金額を加算することが可能

イノベーション収入に対する控除の例		金額	備考
①	ロイヤルティ収入	400,000	
②	自社で費やした R&D 支出	100,000	
③	知的財産権の取得のための支出	10,000	
④	関連会社に支払った R&D 支出	40,000	
⑤	全 R&D 支出	150,000	②+③+④
⑥	知的財産権から得た純収入	250,000	①-⑤
⑦	適格な R&D 支出(30%底上げ後)	130,000	②×1.30
⑧	控除対象となる適格な純収入	216,667	⑥×⑦÷⑤
⑨	所得控除の金額	184,167	⑧×85%
⑩	ロイヤルティ収入への課税金額	22,377	(⑥-⑨)×33.99%
	実効税率	8.95%	⑩÷⑥

#### 1.4.5 繰越欠損金

当年度および過年度における税務上の欠損金は、将来発生する利益との相殺が可能で、無期限の繰越が可能です。しかし、税務上の理由に基づく会社の支配状況の変更、非課税の組織再編(合併、出資等)、異常なあるいは慈善的な行為による利益を受けたとみなされたことにより、グループ間の移転価格が税務当局から否認される場合には、欠損金の繰越が制限される場合があります。

#### 1.4.6 投資控除

ベルギーにおける事業活動に利用することを目的として新規で取得した無形/有形固定資産は、一定の条件を満たす場合、(A)資産の取得価額あるいは投資価額の一定割合または(B)年間減価償却費の一定割合を課税所得から控除することができます。

投資控除の利率は資産に応じて異なりますが、主なものとしては、特許権の場合が取得価額または投資価額の13.5%、省エネルギー目的投資の場合が取得価額または投資価額の13.5%、また2016年1月1日から、ハイテク製品投資については年間減価償却費の20.5%が投資額控除可能です。

特許権もしくは研究開発に関する投資に関しては、投資控除ではなく税額控除を選択することが可能です。その場合、累計5年間で課税所得が不足した結果、使い切れなかった部分は還付されます。

## 1.5 キャピタルゲイン／ロスの取扱いはどうなるか？

### 1.5.1 キャピタルゲイン:実現した時点で課税

キャピタルゲインは、原則として実現した時点で課税されます。

ただし、株式の売却に伴うキャピタルゲインには、以下の3つの条件が適用されます。

- 課税要件(受取配当に対する資本参加免税と同じ)および保有期間要件(株式の1年以上継続保有)を両方満たす場合、0.412%が課税。
- 課税要件を満たすが、保有期間要件を満たさない場合には、25.75%が課税。
- 課税要件を満たさない場合には、33.99%が課税。

ベルギーの税制上、キャピタルゲインは償却額や処分にかかる費用をネットした金額をもとに計算されます。未実現のキャピタルゲイン(例えば、会計上の利益としてのみ計上されるもの)は、一定の条件のもと、課税を繰延べることができます。

5年以上にわたり継続保有され、かつ税務上の償却がされた無形／有形固定資産を売却する際、売却によって得られた資金全額が、ベルギーの事業活動に利用される償却可能な無形／有形固定資産に適時に再投資される場合、売却益に対する課税を繰延べることが可能です。

### 1.5.2 キャピタルロス:課税所得からの控除が可能

ただし、株式の売却益が益金参入を免除されていることから、売却損の損金参入は認められません。清算時にキャピタルロスが発生し、その結果として払込資本が永久に喪失される場合には、損金参入が認められます。

## 1.6 配当、利息、ロイヤルティに対する源泉税

ベルギーの国内企業による配当、利息、ロイヤルティの支払に対して課される源泉税率は原則30%です。

ベルギーでは、広範囲にわたり租税条約を締結しています。またEU指令等の仕組みを利用することにより、EU域内および域外の企業への支払に対する源泉税を大幅に減らすことが可能です。

### 1.6.1 配当

ベルギーの子会社から親会社への配当の支払に対しては、以下の条件を満たす場合、源泉税の免除が適用されます。

- 親会社がベルギー以外のEU加盟国にある、もしくはベルギーが税務当局間の情報交換を認める条項を含む租税条約を締結している国にある。



- ベルギー子会社の株式の10%以上を1年以上保有しているか、1年以上保有し続ける意図がある。
- 親会社およびベルギー子会社の両方が、EUの親子会社指令で定められた形態と同様の法人形態(株式会社、有限会社等)を持っている。
- 親会社が、ベルギー法人税と同等な法人税の課税対象となっている。

ただし、ある事業年度において配当を行い、その原資となった当年度の利益が繰越欠損金、みなし利息控除制度の利用により十分に課税がされていなかった場合、フェアネス・タックスと呼ばれる追加的な課税制度が適用される可能性があります。フェアネス・タックスが適用される場合、課税標準に対して5.15%の税率が課されます。

## 1.6.2 利息およびロイヤルティ

EU内のグループ会社に対する利息とロイヤルティの支払は、EU指令に基づき源泉税が免除されます。この指令が適用されるのは、次の条件を全て満たす場合です。

- 利息・ロイヤルティの受益者が、EU 利息・ロイヤルティ指令で定められた法人形態を持っている。
- 支払側と受益者は 25%以上の資本関係があるか、EU 域内において税制上の居住者となっている第三者が両者の 25%以上の資本を所有している。かつ、
- この資本関係は 1 年以上継続しているかまたは継続する見込みである。

## 1.6.3 支払利息およびロイヤルティの損金参入は可能か？

支払利息およびロイヤルティは、損金参入に関する一般的な原則に従って処理されます。

次の場合、負債と資本の比率が5対1を超過する部分に対応する金額については、損金参入が否認されます。

- グループ会社間の貸付に対する支払利息
- 所得税が課税されていないか、あるいは受取利息がベルギーよりも相当低い税率で課されている会社の貸付に対する支払利息

## 1.7 租税条約

ベルギーでは、二重課税防止条約を多くの諸外国と締結しています。二国間租税条約の主な目的は、国際的な取引に関わる国同士の間で、当該取引により発生した収益に対する課税権を適切に配分し、各国における課税を制限したり、税控除を付与することにより二重課税を回避あるいは軽減することです。これらの条約のほとんどは、OECDモデル租税条約に基づいています。

## 1.8 移転価格

移転価格は、同じ企業グループに属する法人間で行われる取引は、「独立企業間価格」で行わなければならないという原則に基づきます。すなわち、グループ間取引を行う企業は、取引価格が独立した第三者との間で行われる類似の取引において使用される価格および条件と同等であることを立証しなければなりません。

### 1.8.1 「独立企業間価格」の原則を順守しない場合、どのような税務上の取扱いがなされるか。

税制上の居住者であるベルギー法人あるいはベルギー支店において「独立企業間価格」による取引がなされていないことが発覚した場合、ベルギーの税務当局は、一定の条件に基づき以下の処置を取る可能性があります。

- 関係会社に供された利益を課税標準に加算する。
- 関係会社から供された異常あるいは不当な利益に相当する金額について、税務上の欠損金や他の控除項目の税控除を否認する。

実際に企業が不適切な移転価格を用いたかどうかは、問題となる取引の事実や状況によって判断されます。

### 1.8.2 移転価格文書

OECDのBEPS行動計画に基づき、2016年1月1日以降に開始する事業年度より、以下のいずれかの基準に該当する法人または多国籍企業の恒久的施設に対して、マスターファイルおよびローカルファイルの作成、提出が義務付けられました(前年度の単体財務諸表の情報で判断)。

- 営業収益と財務収益の合計が5,000万ユーロ以上
- 総資産が10億ユーロ以上
- フルタイム換算の年間平均従業員数が100名以上

マスターファイルの記載事項は、OECDの行動計画13に関する報告書で提案された項目に準拠しています。

ベルギー税務当局が制定したローカルファイルの様式は、以下の3つのパートから構成されており、OECDによる要求事項を上回る内容となっています。

- 提出会社の組織体制や事業ユニットごとの活動内容等、一般的な事項を記載する部分
- グループ会社との内部取引に関する詳細情報を記載する部分
  - 内部取引の合計金額が100万ユーロを超える事業ユニットがある場合のみ作成
  - 該当する事業ユニットが複数ある場合、事業ユニットごとに作成が必要
  - この部分に関しては、2017年1月1日以降に開始する事業年度分より適用

- 任意に他の資料を添付する部分

移転価格文書はベルギー税務当局に電子的に提出する必要があり、提出期限はマスターファイルは事業年度終了後12ヵ月以内、ローカルファイルは6ヵ月以内(法人税の申告と同時に提出)です。

さらに、前年度の売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業には、国別報告書の提出が義務付けられます。ただし、ベルギー以外の国に所在する最終親会社が所在国で国別報告書を提出する場合には、ベルギー法人による提出は不要です。

その場合、ベルギー法人は国別報告書を提出する親会社の名称、所在国等について事業年度終了日までに(ただし初年度は経過措置で2017年9月30日までに)ベルギー税務当局に届出する必要があります。

移転価格文書の提出義務に違反した場合、2度目の違反より1,250～25,000ユーロの罰金が科せられます。

なお、「独立企業間価格」に関しては、単一国、二国間あるいは多国間による移転価格の事前協定もしくはルーリングを連邦政府の税務当局に対して申請することができます。

## 1.9 優遇税制

ベルギーでは、以下に示すさまざまな優遇税制を利用することができます。

### 1.9.1 外国人特別税制

国際的な企業で働く外国人従業員のベルギーへの赴任を奨励するため、ベルギーでは外国人エグゼクティブ、専門家に対する特別税制が定められています。雇用主および従業員の双方が特別税制の適用条件を満たす場合、一定の税制優遇を受けることができます。

特別税制が適用される駐在員はベルギー税制上の非居住者とみなされ、ベルギー源泉所得に対してのみ課税がされます。また、ベルギー国外で働いた日数に相当する給与所得を課税所得から控除することが認められます。加えて、赴任手当や引越費用等、ベルギーへの赴任に際して会社から支給される手当については、雇用主が負担することが適切なものに限り、課税はされません。

### 1.9.2 R&Dに関する税控除

特許権もしくは研究開発にかかる投資控除として認められる固定資産に対する投資は、損金参入もしくは税額控除のいずれかを選択することができます。一度税額控除を選択した場合、損金参入に変更することは認められません。研究開発にかかる投資は、翌年以降4年間に渡り税額控除を繰り延べることが可能で、(投資を行った年を含む)5事業年度以内に税額控除を使いきれなかった場合、還付を受けることが可能です。

### 1.9.3 源泉所得税にかかる優遇税制

一定の条件を満たす従業員の源泉所得税については、企業による国庫への納付が一部免除されます。具体的には、従業員の源泉徴収額のうち、研究プロジェクトに関する時間相当については20%、シフト勤務および夜間勤務に関する時間相当については77.20%を国庫に納付すればよいという優遇を受けられます。また、最近、経済困難に直面している区域における投資を行った企業に大きな利益をもたらす法律が可決されました。この法律には、企業がその投資の結果として新たに従業員を雇用した場合、当該従業員に対する給与源泉税の納付を一時的に免除することが規定されています。

### 1.9.4 ベルギーにおける事前裁定制度(ルーリング)

ベルギーは特定の法律に対する事前のルーリング制度がある数少ない国のひとつです。課税対象者は、事前に課税関係の明確な見通しを立てるためにこの制度を利用することができます。

事前のルーリング制度は、全ての課税対象者による申請が可能です。ルーリングでは、未だに実現していない特定の状況や特定の取引に対し、法律がどのように適用されるかについての解釈を事前裁定を行う委員会が決定します。

ルーリングは原則として5年間有効で、更新することも可能です。建物の減価償却に対するルーリング等、必要な場合には、ルーリングの有効期間を5年以上に設定することも可能です。

税務当局とのルーリングは、建設的な方法により行うことが可能です。例えば、ルーリングの申請前に税務当局とミーティングを持つことができます。ミーティングは匿名で行うことや、英語で行うことも可能です。通常、ルーリングは申請後3ヵ月以内に発行されます。

ルーリングは連邦政府が集中的に回収する全ての連邦税および地域税に対して申請が可能です。

また、ルーリング制度の導入により、シェアード・サービス/ディストリビューションセンターあるいはコーディネーションセンター等における課税関係について、明確に見通しの立った新しいビジネス戦略を策定することで、従来と比較してより大きな利益を上げられる可能性があります。ルーリング制度はEUの法規制の枠組みに則り、ケースバイケースによる運用がされます。

## 1.10 支店 対 子会社

### 1.10.1 支店における税制

外国企業の支店を設立する主な税制上のメリット:

- 支店における利益の外国企業への移転に対して、配当源泉税やその他いかなる課税も発生しない。
- 外国企業のベルギー支店においても、当該支店に永続的に供される資本に対してみなし利息控除が付与される。

主な税制上のデメリット：

- ベルギーが締結している租税条約の利用が制限される。原則として、外国企業が所在する国で締結されている租税条約が適用される。
- 外国企業が EEA 域外にある国の税制上の居住者である場合、EU 親子間指令および EU 利息・ロイヤルティ指令は適用することができない。

### 1.10.2 子会社における税制

外国企業の子会社を設立する主な税制上のメリット：

- 親会社に対する支払利息、ロイヤルティあるいはマネージメントフィーの活用が可能。
- 広範に渡って締結されているベルギーの租税条約が適用できる。

ほとんどのベルギー企業はEU親子間指令もしくはEU利息・ロイヤルティ指令に基づく親会社もしくは子会社の適格要件を満たします。

## 2 付加価値税 (VAT)

付加価値税 (以下、VAT) は、物品の譲渡 (消費) およびサービスの提供 (利用) を課税の対象とします。VAT は生産・販売などの全段階において課税され、課税対象者は売上ににかかる税額から仕入れにかかる税額を控除した額を国庫に納付します。各段階において付加された価値を標準税率は21%、特定の物品、サービスについては12%あるいは6%の軽減税率が適用されます。

### 2.1 VATを登録しなければならないのは誰か?

原則として、ベルギーにおいてビジネス活動を開始する全ての者は、VAT番号を入手するためにVAT登録を行い、ベルギーのVAT当局に対してその活動の開始に関する通知をしなければなりません。

VAT登録は、ベルギーにおいて固定的施設を有する課税対象者と、固定的施設を有さない課税対象者とで、手続が異なります。

#### 固定的施設を有する課税対象者

- 事業を行う地域を管轄するVATの税務当局に対して登録の申請を行います。

#### 固定的施設を有さない課税対象者

- ベルギー国外に所在する課税対象者は、外国納税者として中央 VAT 当局に登録を行う必要があります。
- EU 域外に所在する課税対象は、VAT 代理人を任命する必要があります。他の EU 加盟国に所在するサプライヤーが VAT 代理人の任命を選択する場合、他の EU 加盟国に所在する課税対象者となる顧客に対して VAT を含めずに請求書を発行することで、VAT に伴うキャッシュアウトを減らすことができます。

### 2.2 輸入品

原則として、EU域外の国から輸入された物品は、ベルギーで通関される際に輸入VATが課税されます。ただしベルギーのVAT税制では、課税事業者は輸入ライセンス (いわゆるET 14.000ライセンス) を取得することにより、輸入に対するVATの支払いをVAT申告時まで繰り延べることが可能です。なお、以前は輸入ライセンス取得時にキャッシュデポジットが必要でしたが、現在は廃止されています。

また、ベルギーではVAT保税倉庫や関税保税倉庫制度を活用することもできます。これらの制度を利用すると、ベルギーへの全ての輸入品に対して関税、VATを課税されずに倉庫に保管することが可能になります。

## 2.3 VATの控除が可能なものは何か？

事業活動への利用を目的として物品やサービスを購入する場合、VATは申告時に控除(前段階控除)することができます。

ただし、以下の物品・サービスの購入に関しては、VATの前段階控除をすることはできません。

- タバコ
- 卸売り、サービス(レストラン等)の一部として提供すること以外の目的で購入するアルコール飲料
- 宿泊費、飲食代(一部例外規定あり)
- 接待費

自動車に関する費用は、サービスやその他の雑費も含めた金額の最大50%まで前段階控除が可能です(一部例外規定あり)。

## 2.4 VATの還付

### 2.4.1 登録を行っていない外国の課税対象者に対するVATの還付制度

VAT登録事業者は、仕入れにかかるVATを申告書上で控除します。一方、固定的施設を有さない課税対象者は、ベルギーにおけるVAT登録義務がない場合、ベルギーにて支払ったVATの還付申請をすることができます。VATの還付申請は、申請者がEU域内もしくは域外に固定的施設を有するかによって、方法が異なります。

### 2.4.2 EU域内に固定的施設を有する課税対象者 - EU理事会指令(2008/9/EC)

EU域内に固定的施設を有する課税対象者は、固定的施設が所在する加盟国が提供する電子ポータル(ウェブサイト)より還付申請の電子申告を行います。還付は最長で暦年、最短で3ヵ月単位での申請が可能です。10月から12月の間に発生した取引の還付申請を行う場合は、申請の対象期間が3ヵ月より短くなります。

還付申請は、還付対象となる取引が行われた年の翌年の9月30日までにを行う必要があります。

### 2.4.3 EU域外に固定的施設を有する課税対象者 - EU13号指令

還付申請書を外国納税者中央VAT当局に提出します。EU域外の課税対象者は、ベルギーのVAT当局に対して、仮にベルギーに拠点があった場合にはその活動が課税の対象となることを証明しなければなりません。

還付請求をする際には、ベルギーのVAT制度の要件に基づいて作成されたインボイス、通関書類等の原本を提出することが求められます。還付請求は、暦四半期ごとに1度だけ行うことができます。

なお、還付申請は、還付対象となる取引が行われた年の翌年の9月30日までにを行う必要があります。

## 2.5 VATの申告

原則として、課税対象者は月次でVAT申告書を提出する必要があります。しかしながら、年間の売上高がEUR 2,500,000を超過しない場合、VAT申告書は四半期ごとに提出することも可能です。

課税対象者は、以下のVAT関連の申告が求められることがあります。

- European Sales Listing: ベルギー以外のEU域内の取引先に物品・サービスの提供を行った場合、その内容を月次もしくは四半期ごとに申告
- イントラスタット: ベルギー以外のEU加盟国との間で物品の出荷、着荷を行なう場合、毎月イントラスタットリストを申告
- 年間の取引先リスト: ベルギー国内のVAT登録時業者に対する販売取引の一覧表を年次で申告

## 2.6 VATグルーピング

VATのグルーピング制度は、同一のVATグループ内の取引をVATの課税対象とはみなしません。VATのグルーピングは、グループとしてのVAT申告をベルギーVAT当局に対して一度にできるため、VATにかかるさまざまな遵守義務を軽減することができます。



### 3 個人にかかわる事項

#### 3.1 個人の所得税

##### 3.1.1 通常の税制

居住地または経済的活動の中心がベルギーにある個人は、原則としてベルギー税制上の居住者と見なされます。ベルギー税制上の居住者は、所得がどの国での活動に対して得られたかに関わらず、全世界所得がベルギーにおける課税の対象となります。ベルギーと他国との租税条約により二重課税を免れることができます。

雇用の対価として提供されるあらゆる種類の手当や福利厚生は課税の対象となります。個人所得税は累進税率が適用され、税率は最大50%です。加えて、所得税には市税が上乗せされます(市税は居住地によって異なりますが、概ね7%前後です)。

課税所得は、まず額面給与から社会保険料の個人負担分が控除し、さらに配偶者や子供に関する人的控除などを差し引き算定します。

2017年(申告年2018年)の所得税率			
年収		各区分の税率	各区分上限
以上	以下	(市税を含まない)	における税額
(EUR)	(EUR)	(%)	(EUR)
0.00	11,070.00	25	2,767.00
11,070.01	12,720.00	30	3,262.50
12,720.01	21,190.00	40	6,650.50
21,190.01	38,830.00	45	14,588.50
38,830.01		50	

税率30%が適用される所得の枠は、2018年の所得税(申告年2019年)より廃止され、税率25%の枠に統合されることが予定されています。

人的控除	(EUR)
基礎控除	7,270.00
子供1人	1,550.00
子供2人	3,980.00
子供3人	8,920.00
子供4人	14,420.00
3歳以下の子供に対する追加控除	580.00

### 3.1.2 外国人特別税制

ベルギーで一時的に勤務する外国人のエグゼクティブ、研究者、専門家に対しては、優遇税制が定められています。この税制の適用を認められた者は、ベルギー税制上の非居住者とみなされ、ベルギー源泉所得にのみ課税されます。ただし、ベルギーでの雇用に対して支払われた報酬は、どの国で支払われるかを問わず、ベルギー源泉所得とみなされます。例えば、日本で支払われる給与であっても、ベルギーでの雇用に対する報酬であれば、ベルギー源泉所得として、ベルギーで課税されます。

ベルギー税制上の非居住者に適用される個人所得税の税率は居住者と同じです。基礎控除、扶養家族控除に関しては、いわゆる75%ルールが適用されます。下記、外国出張控除を考慮後のベルギー源泉所得が全世界所得の75%以上であれば基礎控除、扶養家族控除の適用を受けることができますが、下回る場合には、これらの控除は適用されません。なお、派遣元国で義務付けられている社会保険掛金は、課税所得から控除することができます。

外国人特別税制の申請は、派遣者および雇用主双方による申請という形をとり、派遣者1人につき1回、ベルギー到着日の翌月1日から起算して6ヵ月以内に行います。申請書類には、派遣者が下記、特別税制の適用条件を全て満たしていることを証する十分な情報を添付することが必要です。

- 外国籍であること(ベルギーを含む二重国籍を有する者は不可)
- エグゼクティブ、研究者、専門家のいずれかに該当すること
- 1983年8月8日付外国人特別税制通達で定められた、税務上の非居住者要件に該当していること
- 多国籍グループに属する企業により、一時的にベルギーで雇用されていること
- 個人的、経済的な生活基盤をベルギー以外の国に持ち続けていること
- 外国企業からベルギーに派遣されていること、もしくは外国からベルギーの企業に直接採用されていること

外国人特別税制の概要は次の通りです。

- ベルギー税制上の非居住者として扱われ、ベルギー源泉所得にのみ課税される。
- 次の特別控除が認められる。
  - 物価、家賃、所得税の差など恒常的に発生する費用に関しては、通常の外国人派遣者の場合は毎年EUR11,250まで、統括本部、R&Dセンター等に勤める特別のカテゴリの派遣者の場合は毎年EUR29,750までの控除が認められる。
  - 引越し費用等の一時的に発生する費用に関しては、一定の条件を満たす場合、支払の事実に基づき上記の上限と別に控除が認められる。
  - 派遣者の子息の小中学校の費用は、支払の事実に基づき上記の上限とは別に控除が認められる。

- ベルギー国外で働いた日数に相当する給与所得を課税所得から控除することが認められる(いわゆる外国出張控除)。外国出張控除の適用においては、物理的に国外に滞在した日数とその滞在が業務目的であったことの証跡を保存しておくことが非常に重要です。

## 3.2 源泉徴収

### 3.2.1 ベルギー税制上の居住者

ベルギー法に基づき、雇用主は月次給与から定められた税率に従って源泉徴収を行う義務があります。源泉徴収された税は、原則として給与が支払われた翌月の15日までに納付されなければなりません。また、雇用主はこれらの源泉徴収についての年次申告を行う必要があります。

### 3.2.2 外国人派遣者(ベルギー税制上の非居住者)

ベルギー税制上の非居住者である外国人派遣者にも、原則として源泉徴収義務は適用されます。ただし一定の条件を満たす場合、源泉徴収義務は適用されません。源泉徴収を行わない場合、確定申告後、税務当局による査定を受けてから納税することになるので、納税時期は所得年の翌々年半ばとなります。しかしながら、所得年と納税時期が離れることで生じる問題を避けたい場合には、自発的に所得税の予納を行うことが可能です。

### 3.2.3 科学的研究員

一定の条件を満たす科学的研究員の雇用に対する優遇制度が定められています。雇用主は源泉徴収分の20%を国庫に納付すればよい一方で、従業員にとっては100%の源泉徴収分が行われたとみなされます。この制度の利用は、ベルギーにおいて源泉徴収を行うことが前提となります。外国人特別税制の適用を受ける研究員も対象となります。

また、独立した研究員、あるいは経営者には適用されず、企業の一員に属する従業員の賃金が対象です。適用される条件は以下の通りです。

- 政府より認定された科学機関から、アシスタント研究員あるいは博士課程を修了した研究員に対して支払われる賃金。
- 一般の企業から、EEA諸国に所在する大学もしくは政府認定の科学機関との共同研究プロジェクトに従事する研究員に対して支払われる賃金。
- ヤング・イノベティブ企業から、研究員、研究技術者、研究プロジェクトマネージャー(販売・管理に携わる者を除く)に対して支払われる賃金。

ヤング・イノベティブ企業とは、会社法で定義される小規模会社のうち、次の条件を両方満たす企業を指します。

- 設立から優遇制度の適用が認められる年の1月1日までの期間が10年に満たない会社

- 前年の申告年における総コストに占める研究開発費の割合が15%以上の会社
- 一般の企業で、研究開発プログラムに従事し、かつ以下の学位を取得している研究員に対して支払われる賃金。
  - 応用科学、精密科学、医学、獣医学、土木工学、薬学の博士号。
  - 以下の分野における修士号(あるいは同等と認められる学位)。
    - オランダ語圏: 科学、応用(生物)科学、獣医学、薬学、生物医学、工業、海洋学、生物工学、建築、製品開発
    - フランス語圏: 科学、工業、工学、農業、薬学、獣医学、生物工学、建築

### 3.3 所得税の申告

ベルギーの納税者は、年に1度、所得税の確定申告をすることが求められます。納税者は、政府が発行する申告書、あるいは電子申告のいずれかを選択することができます。

#### 3.3.1 ベルギー税制上の居住者

現地で雇用されている従業員など、ベルギー税制上の居住者は、原則として所得が発生した年の翌年の6月30日(電子申告の場合は7月15日)が申告期限になります。居住者は、どの国で仕事をしたかに関わりなく、全世界所得が申告の対象となります。

ベルギーの税務当局が申告内容の査定を行い、最終的には翌年の6月30日(すなわち所得年の翌々年半ば)までに査定結果が本人に通知されます。所得年の源泉徴収額が不足していた場合は追加の納付額が通知され、査定額が源泉徴収額を下回っていた場合は還付を受けることとなります。支払あるいは還付は正式な査定結果が通知されてから2ヵ月以内に行われなければなりません。

#### 3.3.2 外国人特別税制が適用される場合(ベルギー税制上の非居住者)

日本からの派遣者など、外国人特別税制が適用される場合は、ベルギー税制上の非居住者となります。非居住者の場合、原則として所得が発生した年の翌年の9月30日が申告期限になります。また、非居住者はベルギー源泉所得にのみ課税されますので、申告に際してもベルギー源泉の所得のみを申告します。

ベルギー税制上の居住者と同様に、ベルギーの税務当局が申告内容の査定を行い、最終的には翌年の6月30日(すなわち所得年の翌々年半ば)までに査定結果が本人に通知されます。所得年の源泉徴収額または事前納税の金額が不足していた場合は追加の納付額が通知され、査定額が源泉徴収額を下回っていた場合は還付を受けることとなります。支払あるいは還付は、正式な査定結果が通知されてから2ヵ月以内に行われなければなりません。

### 3.4 社会保障

#### 3.4.1 ベルギーの社会保障制度

ベルギーで働く者は、原則としてベルギーの社会保障制度に加入しなければなりません。ベルギーの社会保障の掛金は、雇用主と従業員が負担します。雇用主負担分は税引き前給与の約32.5% (企業の規模によって異なる)、従業員の負担分は税引き前給与の13.07%です。従業員負担分の社会保障掛金は、課税所得から控除されます。

2015年12月26日付法令 (いわゆるタックスシフト法) により、2016年4月1日以降、社会保障の雇用主負担分は段階的に引き下げられており、今後2018年1月1日にさらに引き下げが予定されています。

	2016年 3月31日以前	2016年 4月1日以降	2017年	2018年 1月1日以降
社会保障雇用者負担分の率 (特定追加負担分を除く)	24.92 %	22.65 %	22.65%	19.88 %

4半期ごとに適用される特定追加負担分等を考慮した、雇用者の社会保障基本負担率は、2016年4月以降は30%、2018年1月以降には25%となる見込みです (さらに、業界別・企業別の負担分が存在し、概ね2.5%加算されます)。

タックスシフトによる率の見直しは、通常の社会保障掛金のみを対象としており、カンパニーカーのCO<sub>2</sub>排出量に応じた掛け金やグループ保険に関する掛け金は、見直しの対象外です。

#### 3.4.2 日本からの派遣者

2007年1月1日に日本とベルギーの間の社会保障協定が発効したため、日本の社会保険 (健康保険および年金) を継続している派遣者については、ベルギーの社会保障制度への加入を原則として5年間免除されます。5年を超えて滞在する場合、特定の条件を満たせば、申請により免除期間の延長が認められる可能性があります。

ベルギーの社会保障制度への加入が免除される結果、上記の雇用主負担分および従業員負担分の社会保障掛金の払い込みが、不要になります。

日本の社会保険を継続していることの証明として、雇用主を管轄する社会保険事務所から、日本とベルギーの間の社会保障協定に基づく適用証明の交付を受ける必要があります。

また、ベルギーの社会保障制度への加入免除が適用される派遣者は、LIMOSA制度 (外国人登録制度) への登録を行う必要があります。

ベルギーの社会保障制度へ加入しない派遣者が、ベルギーで支払った医療費等は、日本の社会保険制度を通じて還付を受けることができます。

## 4 会社法

### 4.1 ベルギーにおける法人形態

ベルギーに子会社の設立を検討する際には、自社にとって最適な子会社の法人形態を選択する必要があります。そのため、子会社を設立する前には、組織構造、取締役の権限、資本構造、事業目的等の他に、株主の期待が何かを正確に定義することが重要となります。ベルギーで事業活動を行う企業は、以下の法人形態をとることが認められており、それぞれに特徴が異なります。

- パートナーシップ(SNC/VOF)
- 合資会社 (SCS/Comm.V)
- 有限会社(SPRL/BVBA)
- 有限責任共同会社 (SCRL/CVBA)
- 無限責任共同組合 (SCRI/CVOA)
- 株式会社 (SA/NV)
- 有限責任パートナーシップ(SCA/Comm.VA)
- 経済利益団体 (GIE/ESV)
- 欧州経済利益団体 (GEIE/EESV)
- 欧州会社 (SE)
- 欧州共同組合 (SCE)

最も代表的な法人形態は、株式会社(SA/NV)と有限会社(SPRL/BVBA)です。有限会社は、一般的に事業活動の規模が小さい場合に採用されます。一方、多国籍企業は、株式会社を選択することが多いといえます。

以下に、株式会社(SA/NV)と有限会社(SPRL/BVBA)、それぞれの主な特徴をまとめます。

### 4.2 株式会社(SA/NV)

#### 4.2.1 設立

株式会社の設立には、2人以上の法人あるいは個人の株主が必要です。設立発起人となる株主は公証人の前に出頭して、設立手続を行います。株主が公証人と面会できない場合は、委任状を作成して代理人を立てることができます。

委任状については、設立発起人となる株主が設立会社に不動産の現物出資をした場合に限り、認証を受ける必要があります。会社の設立証書に署名をする個人あるいは委任を受けた代理人は、会社の「設立発起人」となります。

設立証書において、3分の1以上の資本を個人あるいは共同で保有する株主を「設立者」とし、それ以外の株主を単なる株式の引受人とすることを定めることも可能です。設立者には、特別な責任が発生するため、両者を区別することは重要です。

既存の株式会社の株主が単独となった場合、株主には1年以内に以下のいずれかの対応をとることが求められます。

- 2人目の株主を立てる
- 会社を有限会社に変更する
- 会社を清算する

上記の対応を期限までにとることができなかつた場合、株主が全株式を保有した日から以下いずれかの日に至るまでに発生した、会社の負った債務および法的責任に対して連帯責任を負うことになります。

- (1) 株主が2人になった日、あるいはその事実が公表された日
- (2) 会社が有限会社に移行した日
- (3) 会社を清算した日

株式会社の株主が単独となった場合は、他にも準拠すべき手続があります。例えば、全ての株式を保有している事実を記載した書類を商業裁判所に提出しなければなりません。書類が提出されると、当該事実は自動的にベルギーの官報の付属書にて公表されることになります。

## 4.2.2 定款の主要な項目

### 4.2.2.1 会社名-登記事務所-事業目的-期間

#### ■ 会社名

会社名は自由に決めることができます。ただし、他社と区別が明確にできるように、十分に特徴のある名前である必要があります。

#### ■ 本店所在地

ベルギーの株式会社は、ベルギー国内に登録された事務所(本店)を置く必要があります。本店の所在地によって、会社の設立証書を含む公式文書を作成する言語(オランダ語、フランス語、ドイツ語のいずれか)が決定されます。

#### ■ 事業目的

事業目的は、会社が従事できる事業活動の範囲を決定します。したがって、将来のある時点で、新しい事業に取り組む可能性がある場合は、事業目的をあらかじめ幅広く定義することが推奨されます。

#### ■ 期間

株式会社は、法人としての活動を無期限に設定するか、あるいは期限を設定することができます。期限を設定した会社は、その期限が終了する日をもって解散することになります。期限の終了日より前に、会社法上の要件に従って定款を変更することで、期限を延長するかあるいは無期限に変更することができます。

#### 4.2.2.2 資本金と株式

##### ■ 払込資本

株式会社の最低資本金は、61,500ユーロです。設立時には最低資本金61,500ユーロは全額払込が必要になります。さらに、各株式に対しては、少なくとも25%の払込が必要になります。また、現物出資に対する株式は、設立日より5年以内の払込が必要です。株主が取締役会に対して、一定額の授權資本を付与することができます。

##### ■ 株式

株式会社は、記名式株式を発行する場合と、株式を発行しない場合(電子式株式)があります。記名式株式は、会社の本店において保管される株式名簿に登録されます。株式を不発行とする場合は、証券会社等の認可を受けた金融機関に開設された口座に株主を記録します。

##### ■ 譲渡制限

株式会社の株式譲渡は原則として自由にできますが、第一先買権、新株優先引受権等の制限条項を、定款あるいは株主間契約で定めることにより、一定の制限を加えることができます。

#### 4.2.2.3 取締役と代表

##### ■ 取締役の人数

株式会社の取締役会は、少なくとも3人以上の取締役から構成されなければなりません。2人の株主のみによって構成される会社は、取締役を2人に減らすことができます。ただし、後に株主が3人以上に増えた場合は、取締役の人数を再度3人以上に変更する必要があります。

##### ■ 権限の委任

取締役会は日常業務およびそれに関する代表権を1人あるいは複数の個人あるいは法人に委任することができます。日常業務を委任される者は、会社の株主・取締役である必要はありません。

また、定款に記載することで、以下を除く、全ての権限を、経営委員会に委任することができます。

- 会社の経営全般に係る権限
- 法や定款によって、取締役会の権限として明記されている権限(年次財務諸表や特定の報告書の作成等)

##### ■ 代表権

一般的に、取締役会自体が会社の代表権を有しますが、定款に規定することで、1人あるいは複数の取締役に対して、個別あるいは共同の代表権を付与することができます。経営



委員会を設置している場合は、1人あるいは複数の経営委員会メンバーに対して、個別あるいは共同の代表権を付与することができます。

取締役会が日常業務の権限を委任した場合、権限を委任された者は、定款に別途規定がない限りは、日常業務に関連する代表権を有します。

また、取締役会は、委任状を通じて取締役以外の者に特定の権限を付与することも可能です。

#### 4.2.2.4 法定監査人

株式会社は、小規模会社に該当しない限り、年次財務諸表監査のために、法定監査人を任命しなければなりません。監査人の任期は、3年間です。

連続する2会計年度にわたり決算期日に、以下のうち2つ以上の条件に該当する会社は、小規模会社には該当しません。グループ企業の場合、親会社を含めたグループ企業としてこの条件が適用されます。

- 年間平均従業員数50人以上
- 年間売上高 (VATを除く) 9,000,000ユーロ以上
- 総資産4,500,000ユーロ以上

なお、1948年9月20日付法令に基づき労働協議会を設置する会社(すなわち、年間の平均従業員が100人以上の会社)は、ベルギー会社法に定める特定の責務を担う監査人の設置が義務付けられています。法定監査人が任命されている場合には、当該責務は法定監査人が担います。

#### 4.2.2.5 事業計画

設立日に、設立発起人は、資本が十分であることを正当化する当初2年間の事業計画を公証人に対して提出することが必要です。事業計画書は、公証人が保管し、官報で公表はされません。

ただし、会社が設立から3年以内に破産した場合、公証人は裁判所に事業計画書を提出する必要があります。裁判所では、事業計画書を用いて、会社の設立発起人の責任範囲を審理します。その結果、当初設定した資本が、事業計画に沿った活動を2年間遂行する上で十分ではなかったと判断された場合、設立発起人は、会社の債務の一部または全部に対して、個人として連帯責任を負うことになります。

#### 4.2.2.6 設立後の手続

公証人は、会社設立から15日以内に、設立証書を会社の登記された事務所が所在する地域を管轄する商業裁判所登記局に提出します。提出日をもって設立会社に法人格が与えられます。また、商業裁判所における手続終了後、クロスロード企業データバンク(仏語名 *BCE*):

*Banque Carrefour des Entreprises*, 蘭語名 *KBO: Kruispuntbank van Ondernemingen*) に会社を登録します。

設立した会社の活動が、VATの対象となる場合、VATの登録を行う必要があります。

さらに、法人税の対象となる会社は、設立から3ヵ月以内に自営業者のための社会保険基金(仏語名 *caisse d'assurance sociales pour travailleurs indépendants*, 蘭語名 *sociale verzekeringskas voor zelfstandigen*) に登録する必要があります。また、ベルギーにおいて従業員を雇用する場合、ベルギーの給与所得者向け社会保険機関(仏語略語 *ONSS*, 蘭語略語 *RSZ*) に登録し、雇用者に適用される全てのベルギーの社会保障規定に準拠することが求められます。

## 4.3 有限会社(SPRL/BVBA)

### 4.3.1 設立

有限会社は、単独または複数の個人または法人による設立が可能です。発起人は公証人の前に出頭して、設立手続きを行います。発起人が公証人と面会できない場合は、委任状を作成して代理人を立てることができます。

委任状については、発起人が設立会社に不動産の現物出資をした場合に限り、認証を受ける必要があります。会社の設立証書に署名をする個人あるいは委任を受けた代理人は会社の設立発起人となります。有限会社の創立者には、その責任に関して一定のルールが適用されます。

既に他の有限会社の単独の出資者である個人が、新たに単独で有限会社を設立する場合、その個人は、新たに単独で設立した有限会社の債務の連帯責任を負うとみなされることとなります。なお、遺産として相続した場合、上記ルールは適用されません。

設立した会社が単独株主のみである限り、当該法人は会社の債務および法的責任の全てに対して連帯責任を負うこととなります。そのため、他の個人または法人と共同で設立することが推奨されます。

有限会社の株主が、単独の法人となった場合、当該株主は1年以内に2人目の株主を立てるか、あるいは会社を清算することが求められます。

上記の対応を1年以内にとることができなかった場合、当該法人が全株式を保有した日から、以下のいずれかの日に至るまでに発生した会社の債務および法的責任に対して連帯責任を負うこととなります。

- (1) 出資者が2人になった日、あるいはその事実が公表された日
- (2) 会社の清算が公示された日

## 4.3.2 定款の主要な項目

### 4.3.2.1 会社名-登記事務所-事業目的-期間

#### ■ 会社名

会社名は自由に決めることができます。ただし、他社と区別が明確にできるように、十分に特徴のある名前である必要があります。

#### ■ 本店所在地

ベルギーの有限会社は、ベルギー国内に登記された事務所(本店)を置く必要があります。本店の所在地によって、会社の設立証書を含む公式文書を作成する言語(オランダ語、フランス語、ドイツ語のいずれか)が決定されます。

#### ■ 事業目的

事業目的は、会社が従事できる事業活動の範囲を決定します。したがって、将来のある時点で、新しい事業に取り組む可能性がある場合は、事業目的をあらかじめ幅広く定義することが推奨されます。

#### ■ 期間

有限会社は、法人としての活動を無期限に設定するか、あるいは期限を設定することができます。期限を設定した会社は、その期限が終了する日をもって解散することになります。期限の終了日より前に、会社法上の要件に従って定款を変更することで、期限を延長するかあるいは無期限に変更することができます。

### 4.3.2.2 資本と株式

#### ■ 払込資本

有限会社の最低資本金は、18,550 ユーロで、全て引き受けられなければなりません。2人以上の出資者から構成される有限会社は6,200 ユーロ以上、出資者が1人の場合は12,400 ユーロ以上の資本の払込が設立時に必要となります。設立後、出資者が1人に減った場合、新たな出資者が加わった場合または会社を清算した場合を除き、1年以内に払込資本が12,400 ユーロ以上となるよう増資を行う必要があります。また、各株式は少なくとも20%以上払い込まれる必要があります。現物出資が対象となる株式は、設立時に全額払込が求められます。

#### ■ 株式

有限会社が発行する株式は、記名式株式となります。記名式株式は、発行会社において株式名簿に記録されます。

#### ■ 譲渡制限

株式譲渡には、譲渡の対象となる株式を除く、4分の3以上の株式を保有する出資者の半数以上の同意が必要です。この譲渡制限は、原則として、他の出資者、出資者の配偶者、近親者あるいは定款に記載のある者への譲渡には適用されません。また、新株優先引受

権等の制限条項を定款に記載するか、株主間契約により、さらに制限を加えることができます。

なお、恣意的な判断に基づく譲受人の拒絶はできません。

#### 4.3.2.3 取締役と代表

有限会社は、1人あるいは複数の経営者によって経営されます。経営者は、出資者である必要はありません。

経営者は、日常業務に関する権限を特定の者に委任することができます。代表権は、経営者が持ちます。複数の経営者がいる場合は、それぞれが単独で代表権を行使することができます。別途定款で2人以上の経営者の署名が必要となるよう規定することも可能です。

#### 4.3.2.4 法定監査人

有限会社は、小規模会社に該当しない限り、年次財務諸表監査のために、法定監査人を任命しなければなりません。監査人の任期は、3年間です。

連続する2会計年度にわたり決算期日に、以下のうち2つ以上の条件に該当する会社は、小規模会社には該当しません。グループ企業の場合、親会社を含めたグループ企業としてこの条件が適用されます。

- 年間平均従業員数50人以上
- 年間売上高 (VATを除く) 9,000,000 ユーロ以上
- 総資産4,500,000ユーロ以上

なお、1948年9月20日付法令に基づき労働協議会を設置する会社(すなわち、年間の平均従業員が100人以上の会社)は、ベルギー会社法に定める特定の責務を担う監査人の設置が義務付けられています。法定監査人が任命されている場合には、当該責務は法定監査人が担います。

#### 4.3.2.5 事業計画

設立日に、設立発起人は、資本が十分であることを正当化する当初2年間の事業計画を公証人に対して提出することが必要です。事業計画書は、公証人が保管し、官報で公表はされません。

ただし、会社が設立から3年以内に破産した場合、公証人は裁判所に事業計画書を提出する必要があります。裁判所では、事業計画書を用いて、会社の設立発起人の責任範囲を審理します。その結果、当初設定した資本が、事業計画に沿った活動を2年間遂行する上で十分ではなかったと判断された場合、設立発起人は、会社の債務の一部または全部に対して、個人として連帯責任を負うことになります。

#### 4.3.2.6 設立後の手続

公証人は、会社設立から15日以内に、設立証書を会社の登記された事務所が所在する地域を管轄する商業裁判所登記局に提出します。提出日をもって設立会社に法人格が与えられます。また、商業裁判所における手続終了後、クロスロード企業データバンク(仏語名 *BCE: Banque Carrefour des Entreprises*, 蘭語名 *KBO: Kruispuntbank van Ondernemingen*)に会社を登録します。

設立した会社の活動が、VAT(付加価値税)の対象となる場合、VATの登録手続を行う必要があります。

さらに、法人税の対象となる会社は、設立から3ヵ月以内に自営業者のための社会保険基金(仏語名 *caisse d'assurance sociales pour travailleurs indépendants*, 蘭語名 *sociale verzekeringskas voor zelfstandigen*)に登録する必要があります。また、ベルギーにおいて従業員を雇用する場合、ベルギーの給与所得者向け社会保険機関(仏語略語 *ONSS*, 蘭語略語 *RSZ*)に登録し、雇用者に適用される全てのベルギーの社会保障規定に準拠することが求められます。

## 5 子会社と支店の比較

### 5.1 機動性と安定性

支店は開設・閉鎖が比較的簡単であるため、子会社よりも運営が機動的に行える利点があるといえます。ベルギー側の手続としては、本店の権限ある機関が、支店開設・閉鎖の決定を行い、認証・アポストイーユ・支店所在地の公用語に翻訳の上、ベルギーの官報に公告することで、支店を開設・閉鎖することができます。開設の際には、本店の定款の認証・アポストイーユ・翻訳・官報での公告が必要です。支店には、最低資本金の要請がないため、子会社と比較して低いコストで設立することができます。

ベルギーの法律に基づき子会社を開設・閉鎖する場合は、より厳しい要件が課されることとなります。子会社の設立には、一定の資本金の払込が必要となります。また、子会社を清算する際は、会社法が定める清算手続に従う必要があります。

### 5.2 責任の限定

法的な観点からみると、支店は本店の一部とみなされるため、それ自体では法人格を持ちません。つまり、支店において発生した責任は、当該支店に割り当てられた資本に限定されず、本店にも及ぶこととなります。この点は、支店形態のデメリットになるといえます。

子会社の場合、その責任は原則として、子会社に対して払い込まれた資本に限定されることとなります。ただし、子会社でも多くの場合、本社が子会社の財務状況に介入する形で子会社の保証を行っているため、支店を子会社と比較したときのデメリットは大きくはないといえます。

### 5.3 市場における評価

商業的な観点からみると、支店は比較的簡単に閉鎖することができるため、子会社の方がより好意的な印象を持たれることが多いといえます。外国企業の支店との取引を、第三者が躊躇する可能性もあります。

### 5.4 会計

以下の2点を除き、会計および公表に関する手続は類似しているといえます。

- ベルギーでは本店の財務諸表の公表が求められており、支店の財務諸表の公表は必須ではありません。この点は、競争相手に支店の成績が公表されないという利点があると捉えられています。本店の財務諸表は、期末日より7ヵ月以内、当該年度の年次株主総会の1ヵ月後以内に提出しなければなりません。
- ベルギーの支店が独自の年次報告書、取締役会議事録、株主総会議事録等の期末報告書類を作成する必要はありません。

### 5.5 税務

税務上の観点について、子会社と支店の違いで特に考慮すべき点は以下の通りです。

## ■ 法人税

- ベルギーの支店が恒久的施設とみなされる場合、資産の売却益を含む、支店を通じて得た全ての所得を対象として、33.99%の法人税が課されます。課税利益は、支店の会計記録に基づき決定されます。

支店単体の会計記録がない場合、事業活動の性質に応じて、みなし課税が行われます。一般的には、総コストの10%あるいは、従業員1人当たり、7,000ユーロのいずれか高い方を課税利益と見なし、最低課税利益は、19,000ユーロと見なします。

- 一方、子会社の場合は、全世界所得に対して 33.99%の法人税が課されます。

## ■ 源泉税

- 支店において発生した利益を本店に移す場合、ベルギーの源泉税は非課税となります。
- 一方、子会社から本社に対して配当を支払う場合は、原則として 25%もしくは 15%の源泉税がかかります。しかしながら、他の EU 域内に所在する会社への配当に対しては、源泉税の免除が適用されます。また、日本への配当に関しても一定の条件をみれば源泉税の免除が適用されます。

## ■ 損失と利益の相殺

- ベルギーの恒久的施設において発生した損失は、日本の本店で発生した利益と直ちに相殺を行うことが可能です<sup>1</sup>。
- 一方、子会社において発生した損失は、日本の親会社の利益との相殺はできません。ただし、ベルギーでは、損失を無期限に繰越すことが可能です。

## ■ 利息・ロイヤルティの支払

- 支店から日本の親会社に支払う利息・ロイヤルティは、支店での損金算入はできません。日本で支払われた第三者に対する利息のうち、ベルギー支店に配賦される分は、原則として支店での損金算入が可能です。
- 子会社から日本の親会社に支払う利息・ロイヤルティは、独立企業間原則に従う限りにおいて、子会社における損金算入が可能です。

## ■ 租税条約

---

<sup>1</sup> ベルギーの支店で発生した損失を日本における利益との相殺に使った場合、支店が利益を出した段階で損失と相殺する（すなわち日本とベルギーで2度相殺を行う）ことはできません。同じ損失に対して2度相殺が行われた場合、日本の法人税の修正申告が必要となります。

- ベルギーの支店は、租税条約に基づく居住者とみなされていないことから、ベルギーが締結している租税条約の恩恵を受けることができません。この点は欧州事業との関係においてデメリットがあるといえます。支店では親会社のある日本で締結された租税条約を行使することが可能です。
- 一方、ベルギーの子会社は、原則として居住者とみなされており、ベルギーが締結した租税条約を行使する権限を有しています。



## 6 労働法 - ベルギーにおける雇用

### 6.1 ベルギーの雇用環境をめぐる主な特色

ベルギー雇用環境をめぐるのは、被雇用者と個人事業主、ブルーカラーとホワイトカラーの2つの区分を特色としてあげることができます。

被雇用者と個人事業主の主な違いは、個人事業主の労働が、従業員の場合と異なり、経営者の権限下にはないという点にあります。

ブルーカラーとホワイトカラーの区別は、前者が主に定型的な労働を行うのに対し、後者は主に知的労働を行うという、労働の性質に基づいています。

どちらの区分についても、労働法および社会保障関連法の分野で異なるルールが適用されます。

### 6.2 ベルギーにおける雇用関連の強制適用ルール

ベルギーにおいて雇用を行う経営者は、日本からの駐在員であっても、現地採用の場合であっても、労働時間・最低賃金・休日・健康・安全などに関連する、さまざまな強制適用ルールを順守しなければなりません。

この点において、一般的に留意すべき事項としては以下をあげることができます。

まず、1週間あたりの平均労働時間は38時間です。原則として、労働者は日曜の勤務が禁止されており、1日9時間または週40時間を越える勤務に対しては残業手当の支払いや代休が付与されます。なお、いくつかのフレキシブルな勤務形態での雇用も認められています。それらの適用にあたっては法律、国王令、労働協約の規定に従う必要があるほか、労働者の代表との協議が必要な場合があります。

ベルギーでは最低賃金を規定する法律はなく、各企業が業種に応じて加盟する共同産業委員会において、業界レベルで締結される労働協約によって最低賃金が定められています。最低賃金は、適用される労働協約によって業種ごとに異なります。

また、ベルギーの労働者には年間20日の法定休日と国民の祝日10日が付与されます。病傷休暇については、一定の要件のもとで最初の月の給与が保証されます。

なお、これら以外にも違反時に刑事罰が課される業界レベルの強制的な規則が適用される可能性があることに留意が必要です。

さらに、ベルギーで労働者を雇用する全ての経営者は、ベルギー内の全ての従業員に適用される就労規則を整備しなければなりません。これは、法律によって定められた特定の条項を含んでいる必要があり、従業員を雇用する最初の日から整備が求められます。ただし、駐在員のみを雇用する場合については、一定の要件を満たせば12ヵ月間の適用猶予が認められます。

また、雇用契約終了時の通知期間に関する規則等、現地採用者のみに適用され、日本からの駐在員には基本的に適用されない規則もあります。ただし、適用要否に関してはベルギー、

日本両国での雇用期間、雇用契約における規定など、いくつかの事項に関する個別の検討に基づいて判断する必要があります。

当該通知期間の規則については、原則として、2014年1月1日以降に採用したベルギーの労働者に関しては雇用開始時に2週間の通知期間が付与され、その後勤務期間に応じて加算されていきます。なお、労働者側から辞職を申し出る場合にも、勤務期間に応じて付与される通知期間が適用されますが、雇用開始時に付与される通知期間が1週間となるなど、解雇時とは異なる付与、加算の規定が適用されます。

ベルギー労働法のもとでは、試用期間として雇用開始から数週、数ヶ月の間に、通常よりも短い通知期間を適用することは、もはやできなくなりました。

最後に、社会保障についてですが、ベルギーで働く全ての労働者は一般的に、ベルギーの社会保障制度の対象になります。例外として、通常は日本での勤務する者が限られた期間ベルギーに駐在する場合については、一定の手続に従うことで5年を限度として、日本の社会保障制度への継続加入が認められています。

### 6.3 集団的労働法

ベルギーでは、いわゆる“社会的対話”の伝統が根強いいため、経営者と労働者の代表が雇用に関するルールを定めた労働協約について交渉を行います。

これらの労働協約は企業、産業、国レベルで締結され、その適用範囲に入る業務および労働者の下で経営を行う全ての経営者に対して適用されます。

ベルギーの主な労働組合としては、キリスト教系、社会主義系、自由経済主義系の労働組合があります。一般的なルールとしては、少なくとも平均50人以上の労働者で組織すれば、企業に対する代表権をもつことができます。ただし、それ以下の人数が許容される場合もあります。

お問い合わせ先:

**Peter Ackerman**

Partner KPMG Tax

T: +32 2 708 4256

E: [packerman1@kpmg.com](mailto:packerman1@kpmg.com)

**Wouter Lauwers**

K law Partner

T: + 32 2 708 6368

E: [wlauwers@klaw.be](mailto:wlauwers@klaw.be)

**KPMGベルギー**

グローバル・ジャパニーズ・  
プラクティス

**西村 睦 (にしむら まこと)**

シニア・マネジャー

T: +32 2 708 3831

E: [mnishimura1@kpmg.com](mailto:mnishimura1@kpmg.com)

This document is a free translation of “Introduction to taxation and legislation in Belgium” (May 2017) prepared by KPMG Tax Advisers and K Law.



[kpmg.com/socialmedia](https://kpmg.com/socialmedia)



[kpmg.com/app](https://kpmg.com/app)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2017 KPMG Belgium, a Belgian civil CVBA/SCRL and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.